



市 章

大津市公報

令 和 4 年 10 月 13 日
号 外 (第 52 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 条 例
- 42 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月13日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第42号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 一略一</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>第2条の2 <u>前条の規定にかかわらず、議員が長期欠席（定例会における一の通常会議の初日からその最終日までの間に開かれる次に掲げる会議等の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該通常会議の最終日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>議会の会議</u></p> <p>(2) <u>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会</u></p> <p>(3) <u>大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第1項及び第2項に規定する協議等の場</u></p> <p>(4) <u>地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣</u></p> <p>(5) <u>大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第39条の規定による委員の派遣</u></p> <p>2. <u>前項の規定は、長期欠席が次に掲げる事由によるものであるときは、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>議員が出産のため、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に前項各号に掲げる会議等を欠席する場合において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ているとき。</u></p> <p>(2) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務への従事が禁止されているとき。</u></p> <p>(3) <u>病院又は診療所への入院であつて医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が議会運営委員会に諮って認めたとき。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定の適用を受ける者が、当該長期欠</u></p>

(期末手当)

第4条 一略一

2 一略一

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 一略一

席後初めて同項各号に掲げる会議等のいずれかに出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員報酬を支給する。

(期末手当)

第4条 一略一

2 一略一

3 前項の規定にかかわらず、基準日前6箇月以内の期間（以下「対象期間」という。）において、第2条の2第1項の規定により議員報酬が支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、前項の規定により算出された額に、対象期間における議員報酬が支給された月数を対象期間における議員としての在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

5 一略一

附 則

この条例は、公布の日から施行する。